平成３０年（フ）第１９７号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目42番16号　真辺ビル308号
債務者　鵜木　　恵
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第６８号
福島県田村市滝根町広瀬字赤沼89番地３、住民票上の住所千葉県船橋市習志野台７丁目26番38―303号
債務者　郡司　優見
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第９３号
兵庫県明石市大久保町西島978番地の７
債務者　西岡　聡基
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
兵庫県洲本市海岸通２丁目４番28号大浜ハイツ203、住民票上の住所兵庫県洲本市海岸通２丁目４番28号
債務者　**廣**瀬　陽子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第２２号
兵庫県淡路市岩屋430番地４
債務者　塚本佳奈恵
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第６９号
松江市淞北台34番１―134号
債務者　松本洋次郎
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３４２号
千葉県野田市木間ケ瀬2348番地６
債務者　先崎美惠子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３５４号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺７丁目17番37号（阿蘇ハイツ102）
債務者　草野　正明
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３７８号
千葉県我孫子市中峠台10番地の７（302号）インパレス湖北
債務者　冨田　照美
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３９０号
千葉県野田市中野台鹿島町４番地の９　パークステージ102
債務者　アゲレ　ジンキー　ペルチョこと　ＡＧＵＩＲＲＥ　ＪＩＮＫＹ　ＰＥＲＯＣＨＯ
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３９５号
千葉県柏市しいの木台５丁目１番地１　シームリーⅢ101号
債務者　鈴木　勝也
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２０号
茨城県稲敷郡阿見町中央６丁目８番18号「阿見長寿館」、住民票上の住所茨城県高萩市高浜町２丁目151番地
債務者　和田　友治
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第５０号
茨城県日立市大沼町３丁目37番31―201号、前住所茨城県常陸太田市中城町3383番地１（アートヒルズ鈴木203号）
債務者　会沢　永太
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第５３号
茨城県日立市東滑川町１丁目３番４号、前住所茨城県日立市本宮町２丁目４番34―202号
債務者　増田　　忍
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第２３７号
熊本市南区田迎６丁目２番８号　杉橋アパート１―Ｄ
債務者　寺尾　恵一
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３３０号
千葉県柏市柏５丁目８番６―601号
債務者　青柳みどり
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３５８号
千葉県野田市花井118番地の17
債務者　糠信　幸生
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部